

議案第 36 号

大野市部活動地域移行推進事業補助金交付要綱案

令和 5 年 4 月 26 日提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

部活動の地域移行を進めるに当たり、受皿となる運営団体の体制整備、指導者の配置等を支援するため、大野市部活動地域移行推進事業補助金を交付することについて、必要な事項を定めるため

大野市部活動地域移行推進事業補助金交付要綱案を次のように定める。

令和5年 月 日

大野市教育委員会

大野市部活動地域移行推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域におけるスポーツや文化活動の環境を整備し、子どもたちがそれぞれに適した環境で活動に親しめる社会を構築するため、部活動の地域移行を進めるに当たり、受皿となる運営団体の体制整備、指導者の配置等への支援を行うことを目的として大野市部活動地域移行推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、大野市補助金等交付規則（昭和57年規則第3号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象者」という。）は、部活動地域移行の受皿となる運営団体及び実施主体とする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、補助対象者が行う次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 持続可能な運営に向けた体制整備、質の確保等に係る取組
- (2) 指導者の配置

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の各事業において別表に記載された項目に係る経費の一部又は全部とし、予算の範囲内において補助する。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の10分の10以内とし、予算の範囲内において補助金を交付する。ただし、その額に1,000円未満の端

数が生じたときは、第3条各号の経費ごとにこれを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に事業実施計画書及び収支予算書を添えて、市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、補助金交付申請書の提出を受けたときは、これを審査のうえ交付決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更)

第8条 補助金の交付の決定を受けたもの(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ補助金変更交付申請書(様式第3号)に変更事業実施計画書及び変更収支予算書を添えて、市長へ提出しなければならない。ただし、補助金が増額することなく、かつ交付条件に違反しない程度の軽微な変更はこの限りではない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について市長から要求があったときは、速やかに状況報告書(様式第5号)を提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した日から1か月以内又は3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第6号)に事業実績報告書及び収支決算書を添えて、市長に提出するものとする。

(補助金の交付請求及び交付)

第11条 補助事業者は前条の通知を受け、補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求書を受領したときは、請求を受けた日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(補助金の経理)

第12条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、経理の状況を常に明確にし、関係書類とともに補助事業の完了した日又は廃止した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正な申請により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号のほか、市長が適当でないと認めたとき。

(その他)

第14条 補助事業者は、補助事業の実施にあたり福井県教育委員会が定める学校部活動および新たな地域クラブ活動のあり方等に関する方針を踏まえた事業を実施すること。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は大野市教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第12条及び第13条に規定する事項については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第4条関係）

大野市部活動地域移行推進事業補助金交付基準

事業区分	補助対象経費	補助率	補助の限度額
持続可能な運営に向けた体制整備、質の確保等に係る取組	①人件費、旅費、諸謝金（運営団体及び実施主体の事務局員配置に係るものに限る。） ②消耗品費 物品購入費（物品単価が100,000円未満のものに限る。） ③借料及び損料 施設使用料等 ④雑役務費 振込手数料等 ⑤委託費 ⑥その他の市長が必要と認める経費（ただし、事前に協議したものに限る。）	10 / 10	運営団体及び実施主体につき1,034,000円
指導者の配置	①人件費、旅費、諸謝金（指導者配置に係るものに限る。） なお、補助対象経費に計上できる指導者賃金、諸謝金の単価は時給1,600円までとする。 ②保険料 ③雑役務費 振込手数料等 ④委託費	10 / 10	240,000円×地域クラブ活動数 ただし、学校区をまたいで活動する地域クラブ活動は240,000円加算する。

※他の事業や他の補助金・委託費等により経費措置を受けるものは、補助対象経費としない。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

大野市長 様

住 所

氏 名

（法人にあつては名称

及び代表者の氏名）

大野市部活動地域移行推進事業補助金交付申請書

年度において、大野市部活動地域移行推進事業補助金の交付を受けたいので、大野市部活動地域移行推進事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 補助事業の完了の予定期日及び実施の計画
- 3 交付申請額
- 4 交付申請額の算出方法
- 5 補助事業の経費の配分及び経費の使用方法
- 6 添付書類
 - (1) 事業実施計画書
 - (2) 収支予算書

事業実施計画書

1 事業計画概要

(1) 持続可能な運営に向けた体制整備、質の確保等に係る取組

1 取組内容	
--------	--

(2) 指導者の配置

種目	活動域	指導者報酬 単価	加入する保険の 種類及び保険料	確保予定 指導者数
		円/h	円/年	人

2 補助事業の経費

(1) 持続可能な運営に向けた体制整備、質の確保等に係る取組 (単位：円)

経費 科目	補助事業に 要する経費	補助対象経費			補助対象外経費		根拠No.
		金額	積算内容	金額	積算内容		
人件費			× × =				
			× × =				
			× × =				
諸謝金			× × =				
			× × =				
			× × =				
旅費			× × =				
			× × =				
			× × =				
消耗品費			× × =				
			× × =				
			× × =				
借料及び 損料			× × =				
			× × =				

			×	×	=			
雑役務費			×	×	=			
			×	×	=			
			×	×	=			
委託費			×	×	=			
			×	×	=			
			×	×	=			

(2) 指導者の配置

(単位：円)

経費 科目	補助事業に 要する経費	補助対象経費			補助対象外経費		根拠No.
		金額	積算内容	金額	積算内容		
人件費			×	×	=		
			×	×	=		
			×	×	=		
諸謝金			×	×	=		
			×	×	=		
			×	×	=		
旅費			×	×	=		
			×	×	=		
			×	×	=		
保険料			×	×	=		
			×	×	=		
			×	×	=		
雑役務費			×	×	=		
			×	×	=		
			×	×	=		
委託費			×	×	=		
			×	×	=		
			×	×	=		

収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

項目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減額	備考
市補助金				
計				

2 支出の部

(単位：円)

項目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減額	備考
計				

様式第2号（第7条関係）

大野市指令 第 号

氏 名

（法人にあつては名称
及び代表者の氏名）

大野市部活動地域移行推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった大野市部活動地域移行推進事業補助金について、大野市部活動地域移行推進事業補助金交付要綱第7条の規定により次のとおり交付する。

年 月 日

大野市長

印

記

- 1 補助金の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け交付申請書のとおりとする。
- 2 補助金の額は 円とする。
- 3 大野市補助金交付規則第12条及び大野市部活動地域移行推進事業補助金交付要綱第13条に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 4 補助事業等が完了したときは、速やかに大野市部活動地域移行推進事業完了実績報告書に係る書類を添付して提出すること。
- 5 交付した補助金については、その使途及び経理状況について市の監査を受けることがある。

年 月 日

大野市長 殿

住 所

氏 名

（法人にあつては名称

及び代表者の氏名）

大野市部活動地域移行推進事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け大野市指令 第 号で補助金の交付決定を受けた大野市部活動地域移行推進事業の計画を下記のとおり変更したいので、大野市部活動地域移行推進事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更交付申請額

既交付決定額	変更交付申請額	増減額
円	円	円

2 変更の理由

3 変更の内容

4 添付書類

(1) 変更事業実施計画書

(2) 変更収支予算書

変更事業実施計画書

1 事業計画概要

(1) 持続可能な運営に向けた体制整備、質の確保等に係る取組

1 取組内容	
--------	--

(2) 指導者の配置

種目	活動域	指導者報酬 単価	加入する保険の 種類及び保険料	確保予定 指導者数
		円/h	円/年	人

2 補助事業の経費

(1) 持続可能な運営に向けた体制整備、質の確保等に係る取組 (単位：円)

経費 科目	補助事業に 要する経費	補助対象経費			補助対象外経費		根拠No.
		金額	積算内容	金額	積算内容		
人件費			× × =				
			× × =				
			× × =				
諸謝金			× × =				
			× × =				
			× × =				
旅費			× × =				
			× × =				
			× × =				
消耗品費			× × =				
			× × =				
			× × =				
借料及び 損料			× × =				
			× × =				

			×	×	=			
雑役務費			×	×	=			
			×	×	=			
			×	×	=			
委託費			×	×	=			
			×	×	=			
			×	×	=			

(2) 指導者の配置

(単位：円)

経費 科目	補助事業に 要する経費	補助対象経費			補助対象外経費		根拠No.
		金額	積算内容	金額	積算内容		
人件費			×	×	=		
			×	×	=		
			×	×	=		
諸謝金			×	×	=		
			×	×	=		
			×	×	=		
旅費			×	×	=		
			×	×	=		
			×	×	=		
保険料			×	×	=		
			×	×	=		
			×	×	=		
雑役務費			×	×	=		
			×	×	=		
			×	×	=		
委託費			×	×	=		
			×	×	=		
			×	×	=		

変更収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

項目	当初予算額	変更後予算額	比較増減額	備考
市補助金				
計				

2 支出の部

(単位：円)

項目	当初予算額	変更後予算額	比較増減額	備考
計				

様式第4号（第8条関係）

大野市指令 第 号

氏 名

（法人にあつては名称
及び代表者の氏名）

大野市部活動地域移行推進事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で変更交付申請のあった大野市部活動地域移行推進事業補助金について、大野市部活動地域移行推進事業補助金交付要綱第8条の規定により次のとおり交付する。

年 月 日

大野市長

印

記

- 1 補助金の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付変更交付申請書のとおりとする。
- 2 補助金の額は次のとおりとする。

当初交付決定額	金	円
変更交付決定額	金	円
変更額	金	円
- 3 大野市補助金交付規則第12条及び大野市部活動地域移行推進事業補助金交付要綱第13条に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 4 補助事業等が完了したときは、速やかに大野市部活動地域移行推進事業完了実績報告書に關係書類を添付して提出すること。
- 5 交付した補助金については、その用途及び経理状況について市の監査を受ける

ことがある。

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

大野市長 様

住 所

氏 名

（法人にあつては名称

及び代表者の氏名）

大野市部活動地域移行推進事業完了実績報告書

年 月 日付け大野市指令 第 号で補助金の交付決定を受けた大野市部活動地域移行推進事業が完了したので、大野市部活動地域移行推進事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の交付決定額及び精算額

交付決定額 金 円

精算額 金 円

2 補助事業の実施期間

年 月 日～ 年 月 日

3 補助事業の成果

4 添付書類

(1) 事業実績報告書

(2) 収支決算書

事業実績報告書

1 事業の実績概要

(1) 持続可能な運営に向けた体制整備、質の確保等に係る取組

1 取組実績	
--------	--

(2) 指導者の配置

種目	活動域	指導者報酬 単価	加入した保険の 種類及び保険料	指導者数
		円/h	円/年	人

2 補助事業の経費

(1) 持続可能な運営に向けた体制整備、質の確保等に係る取組 (単位：円)

経費 科目	補助事業に 要した経費	補助対象経費			補助対象外経費		根拠No.
		金額	積算内容	金額	積算内容		
人件費			× × =				
			× × =				
			× × =				
諸謝金			× × =				
			× × =				
			× × =				
旅費			× × =				
			× × =				
			× × =				
消耗品費			× × =				
			× × =				
			× × =				
借料及び 損料			× × =				
			× × =				

			×	×	=			
雑役務費			×	×	=			
			×	×	=			
			×	×	=			
委託費			×	×	=			
			×	×	=			
			×	×	=			

(2) 指導者の配置

(単位：円)

経費 科目	補助事業に 要した経費	補助対象経費			補助対象外経費		根拠No.
		金額	積算内容	金額	積算内容		
人件費			×	×	=		
			×	×	=		
			×	×	=		
諸謝金			×	×	=		
			×	×	=		
			×	×	=		
旅費			×	×	=		
			×	×	=		
			×	×	=		
保険料			×	×	=		
			×	×	=		
			×	×	=		
雑役務費			×	×	=		
			×	×	=		
			×	×	=		
委託費			×	×	=		
			×	×	=		
			×	×	=		

収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

項目	予算額	決算額	比較増減額	備考
市補助金				
計				

2 支出の部

(単位：円)

項目	予算額	決算額	比較増減額	備考
計				

年 月 日

大野市長 様

住 所

氏 名

（法人にあっては名称

及び代表者の氏名）

大野市部活動地域移行推進事業補助金交付請求書

年 月 日付け大野市指令 第 号で交付決定を受けた大野市部活動地域移行推進事業補助金について、大野市部活動地域移行推進事業補助金交付要綱第11条の規定により下記のとおり請求します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
2 補助金交付請求額 金 円

金融機関の名称		
本・支店名		
口座番号	普 当	
口座名義人	フリガナ	

3 添付書類

- (1) 大野市部活動地域移行推進事業補助金交付決定通知書の写し又は
大野市部活動地域移行推進事業補助金変更交付決定通知書の写し
(2) 振込先の通帳の写し（口座番号、口座名義等がわかるもの）